

消費者安全法の一部を改正する法律案に対する修正案対照表

消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）（第一条関係）

（傍線部分は修正部分）

修正後	修正前
<p>（事故等原因調査等の申出） 第二十八条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 被害者又は被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹（以下この項において「被害者等」という。）が第一項の規定により申出をした場合において、当該申出が、自ら負傷若しくは疾病を被り、又は配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹が死亡し若しくは負傷若しくは疾病を被った第二条第七項第一号に掲げる事故に該当するものに係るものであるときは、調査委員会は、事故等原因調査等を行うこととしたときはその旨を、行わないこととしたときはその旨及びその理由を、速やかに、当該被害者等に通知しなければならない。</p> <p>（不利益取扱いの禁止） 第三十七条 何人も、第二十三条第二項若しくは第三項若しくは第二十七条第二項若しくは第四項の規定による処分に応ずる行為をしたこと又は第二十八条第一項の規定による申出をしたことを理</p>	<p>（事故等原因調査等の申出） 第二十八条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 被害者又は被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹（以下この項において「被害者等」という。）が第一項の規定により申出をした場合において、当該申出が、自ら負傷若しくは疾病を被り、又は配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹が死亡し若しくは負傷若しくは疾病を被った第二条第七項第一号に掲げる事故に該当するものに係るものであるときは、調査委員会は、事故等原因調査等を行うこととし、又は行わないこととしたときは、速やかに、その旨を当該被害者等に通知しなければならない。</p> <p>（不利益取扱いの禁止） 第三十七条 何人も、第二十三条第二項若しくは第三項又は第二十七条第二項若しくは第四項の規定による処分に応ずる行為をしたことを理由として、解雇その他の不利益な取扱いを受けない。</p>

由として、解雇その他の不利益な取扱いを受けない。

消費者安全法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第

号）（附則関係）

（傍線部分は修正部分）

修正後	修正前
<p>附則</p> <p>（経過措置）</p> <p><u>第二条</u> <u>第一条の規定による改正後の消費者安全法の規定は、この法律の施行前に発生した生命身体事故等にも適用する。</u></p> <p><u>第三条</u> <u>第五条</u>（略）</p>	<p>附則</p> <p>（新設）</p> <p><u>第二条</u> <u>第四条</u>（略）</p>